

(案)

厚生労働省発薬生 第 号  
令和 年 月 日

事業実施者 殿

厚生労働事務次官

令和3年度認定薬局等整備事業委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）  
の交付について

標記の委託費の交付については、別紙「令和3年度認定薬局等整備事業  
委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）交付要綱」により行う  
こととされ、令和 年 月 日（※）から適用することとされたので通知  
する。（※）補助事業者選定日

(案)

別 紙

令和3年度認定薬局等整備事業委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）  
交付要綱

（通則）

- 1 令和3年度認定薬局等整備事業委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号）<sub>労働省</sub>の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この委託費は、薬局において、がん薬物療法に係る高い専門性を有する薬剤師の養成を推進するため、がん薬物療法の専門性に関する資格を認定する団体が定める当該資格の取得条件に係る医療機関での実施研修、講習会等の取組を支援することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この委託費は、令和○年○月○日薬生発○○○○第○号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙「令和3年度認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）実施要綱」に基づき、別に定める公募要領により採択された法人等が行う事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
  - (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(案)

1 基準額	2 対象経費
厚生労働大臣が必要と認めた額	認定薬局等整備事業委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）の実施に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費、委託費

(委託費の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(交付の条件)

6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分については次によるものとする。

① 地方自治体が事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの委託費の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

② 地方自治体以外の法人等が事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの委託費の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(案)

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 委託費と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

① 地方自治体は、委託費と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を委託費の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

② 地方自治体以外の法人等は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び職書類を委託費の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 地方自治体以外の法人等は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第4号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、委託費に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(案)

(申請手続)

7 この委託費の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、令和〇年〇月〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、令和3年12月10日までに行うものとする。

(標準処理期間)

9 厚生労働大臣は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

10 この委託費の事業実績報告書は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（6の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は令和4年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(委託費の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

12 特別の事情により、4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

令和3年度認定薬局等整備事業委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）調書

令和3年度厚生労働省所管

（事業実施者名）

国		事業実施者								備考
歳出予算科目	交付決定額	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち委託費相当額	支出済額	うち委託費相当額	
(項) 医薬品適正使用推進費			円	円		円	円	円	円	
(目) 衛生関係指導者養成等委託費										

- 「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第2号様式

番  
令和 年 月 日  
号

厚生労働大臣 殿

事業実施者名 ○○ ○○

令和3年度認定薬局等整備事業委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）  
の交付申請について

標記について、次により事業費を交付されたく関係書類を添えて申請する。

- 1 事業費申請額 金 円
- 2 経費所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 収入支出予算書抄本
  - (2) その他参考となる書類

(別紙1)

## 経費所要額調書

(事業実施者名 \_\_\_\_\_)

### (1) 所要額

(単位：円)

総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額  (A-B)	対象経費の 支出予定額	交付基準額	選定額  D、Eのいずれか 少ない方の額	委託費 基本額  C、Fのいずれか 少ない方の額	委託費 所要額
A	B	C	D	E	F	G	H
円	円	円	円	円	円	円	円

### (2) 所要額内訳

(単位：円)

区分	支出予定額	支出内訳
諸謝金	円	
旅費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
会議費		
人件費		
雑役務費		
委託費		
合計		

## 別紙2 事業計画書

1. 事業実施者名 \_\_\_\_\_

2. 事業担当者 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

住所・部署名 \_\_\_\_\_

連絡先 電話 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

3. 事業名 \_\_\_\_\_

4. 事業開始時の問題意識

5. 事業の内容

6. 事業の実施方法

## 7. 事業の周知方法

--

## 8. 事業の実施期間

--

### 【記載上の注意】

- 1 上欄には概要を記載することとし、詳細な内容については、令和〇年〇月〇日薬生発〇第〇号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙「令和3年度認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）実施要綱」第3 1（1）に基づき作成した実施計画書（任意様式）を添付すること。
- 2 厚生労働大臣へ事業計画書を提出する際に、合わせて厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事務担当者及び事業内容担当者宛てへ事業計画書を電子媒体で提出すること。
- 3 「4」は、計画立案に当たって考慮した地域における課題や問題意識を記載すること。
- 4 「5」は、事業概要を簡潔にまとめて記載する（別添として事業概要のスライド1、2枚程度を添付する）こと。
- 5 「6」は、実施方法について時期（回数）を含めて記載すること。

番  
令和 年 月 日 号

厚生労働大臣 殿

事業実施者名 ○○ ○○

令和3年度認定薬局等整備事業委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）  
に係る実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発薬生第 号をもって交付決定を受けた標記に  
ついて、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 事業費精算額 金 円
- 2 経費精算額調書（別紙1）
- 3 事業実績報告書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 収入支出決算書抄本（又は見込書抄本）
  - (2) その他参考となる書類

(別紙1)

経費精算額調書

(事業実施者名 \_\_\_\_\_)

(1) 支出済額等

(単位：円)

総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出済額	交付基準額	選定額 D、Eのいずれか 少ない方の額	委託費 基本額 C、Fのいずれか 少ない方の額	委託費 所要額	既交付 決定額	受入済額	差引 過不足額 (J-H)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

(2) 所要額内訳

(単位：円)

区分	支出済額	支出内訳
諸謝金	円	
旅費		
備品費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
借料及び損料		
会議費		
人件費		
雑役務費		
委託費		
合計		

## 別紙2 実績報告書

1. 事業実施者名 \_\_\_\_\_

2. 事業担当者

担当者氏名 \_\_\_\_\_

住所・部署名 \_\_\_\_\_

連絡先 電話 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

3. 事業名 \_\_\_\_\_

4. 事業の内容

5. 事業の実施方法

6. 事業の成果

## 7. 今後の課題及びその解決策

--

## 8. 事業の実施成果等の情報発信

--

### 【記載上の注意】

- 1 上欄には概要を記載することとし、詳細な内容については、令和〇年〇月〇日薬生発〇第〇号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙「令和2年度認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）実施要綱」第3 1（2）に基づき作成した報告書（任意様式）を添付すること。
- 2 厚生労働大臣へ事業実績報告書を提出する際に、合わせて厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事務担当者及び事業内容担当者宛てへ事業計画書を電子媒体で提出すること。
- 3 「4」は、事業概要を簡潔にまとめて記載する（別添として事業概要のスライド1、2枚程度を添付すること）こと。
- 4 「5」は、実施方法について時期（回数）を含めて記載すること。
- 5 「6」は、事業により得られた成果について、数値等具体的なデータを用いて記載すること。
- 6 「7」は、事業を実施したことで浮かび上がった課題や問題点について記載し、その解決策を記載すること。
- 7 「8」は、実施成果等をどのように情報発信したか記載すること。ただし、令和4年度以降に情報発信を行うこととしても差し支えない。その際は、発表予定の学術大会名や投稿予定の論文名について記載すること。

第4号様式

番 号  
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業実施者名 ○○ ○○

令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日厚生労働省発薬生 第 号により交付決定があった令和3年度認定薬局等整備事業委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）について、令和3年度認定薬局等整備事業委託費（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）交付要綱6（9）の規定に基づき、以下のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要委託費返還相当額）  
金 円
3. 添付書類  
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。